

論 文

台湾“社会福利”通史

— 1895-2009 —

宮 本 義 信

生活科学部・人間生活学科

はじめに

日本と台湾は100キロメートル余りの至近距離にありながら、双方には国交がなく民間機関を経由した非政府間の実務関係として外交を続けている。しかし経済・文化交流は活発に行われ、2008年、台湾の国・地域別貿易では、輸入は日本が465億ドルで1位（2位中国大陸、3位アメリカ）、輸出は日本が175億ドルで4位（1位中国大陸、2位香港、3位アメリカ）、また、人的往来では、日本からの訪台者数は109万人、台湾からの訪日者数は139万人であった¹。

現在、東アジアの近隣諸国が各種の社会福祉システムを相互に取り入れ相補的で互酬的な関係を強めている。こうして「東アジアモデル」という新たな装置の構築が叫ばれ、そのなかで台湾“社会福利”を歴史的に総括することは等閑視できない重要課題となっている。しかしながら台湾“社会福利”の全体像を総合的、通時的に探った書冊は筆者が知る限りまだ無い。それは台湾の歴史に立ち向かうことの難しさに起因している。すなわち、それは第1に、台湾の歴史研究が日本の“汚点”として覆い隠された歴史を暴くという側面を持つことからくる難しさである。日本は、1895（明治28）年から1945（昭和20）年までの50年間、台湾を植民地として支配したことを忘れてはならない。第2に、その複雑な社会・政治情勢からくる取り組みの難しさである。台湾は16世紀から約400年にわたり、オランダや清国など次々と幾つかの外国の勢力下に置かれてきた。また、台湾は、マレー・ポリネシア語系の先住民と中国大陸から移住してきた漢人（戦前から台湾に住んでいる本省人と、1949年の中華人民共和国が成立する前後に移住した外省人）からなる複雑な多民族社会である²。こうした民族や言葉、文化の違いが、さまざまな難しい社会・政治問題を生み出した。

以上を踏まえ、本稿では、一時代・一地域に限らず全時代・全地域にわたって時代の流れを追って概観することを試みたい。そこで本課題を達成するため本稿の構成を、I「日本の占領統治終焉まで」、II「戦後独裁体制から民主化の進展へ」、III「現代的“社会福利”の動向」へと発展させる。なお、戦前を社会事業、戦後を社会福祉と表記する。また、“社会福利”とは、日本の社会福祉に相当する言葉であり、それと同義に使っている。

I 日本の占領統治終焉まで

1. 日本統治下の台湾社会事業

1895（明治28）年、日清戦争の結果、台湾を植民地として支配した日本は、人民を統治するため中央行政官庁である総督府を設置した。台湾総督府の社会事業政策は、一般に「基礎固め」→「制度化」→「組織化」→「皇民化」の4段階に区分される³。

第1は、「基礎固め」の段階である。総督府はまず、育嬰堂（遺棄された乳幼児を保護する施設）、養濟院（障害がある人、けがや病気の人、老いて心身が衰えた人を保護する施設）などの清領有時代の救護施設を再編し、各地に慈恵院を設立した。慈恵とは、君主が慈しみの心で民衆に恵むこと、の意味であり、皇室の御下賜金を救済資金として、1899（明治32）年の台北仁濟院、台南慈恵院、澎湖晋濟院からはじめて、1922（大正11）年に至るまで、台湾全域に彰化、嘉義、高雄、新竹の各慈恵院を順次設立した。

1898（明治31）年には、第4代総督・児玉源太郎のもとで民政を担った後藤新平が保甲条例を制定した。それは総督府が民衆を支配し治安を安定させるために清領有時代の仕組みを用いた制度であり、地域の基本的な単位を、十戸で一「甲」、百戸毎に一「保」として、警察が相互監視と連帯責任（連座処罰）を指導した。そして、この条例が行政の住民支配や地域の相互扶助を前進させ、社会事業の基盤整備を本格始動させた。

第2は、「制度化」の段階である。1899（明治32）年、

台湾窮民救助規則、台湾罹災救助基金規則、行路病人及行路死亡人取扱法など順に法や規則を制定して各種の社会事業を実施した。また、1917（大正6）年には軍事救護法を、1922（大正11）年には感化法をはじめとして、内地（本土）の法令を台湾でも施行した。この時期には、成徳学院（1909（明治42）年）⁴、台北盲啞学校（1915（大正4）年）⁵、松山結核療養所（1915（大正4）年）の設置をはじめ、法令に基づき各種社会事業施設・機関の整備・拡充が顕著にみられた。この頃の台湾は、漢人の武力闘争の鎮圧に続いて、五箇年計画理蕃事業がはじまり、ようやく統治が全域に及んでいく時期であった。この事業は山地居住の先住民民族に対して武力により服従を強要した施策であり、1910（明治43）年から1915（大正4）年まで実施された。警察官が常駐し、防犯、警戒、災害救助だけでなく、生活指導、労役の召集までもも担った。

第3は、「組織化」の段階である。1923（大正12）年には方面委員会を設け、地域の民間篤志家を行政に組み込んだ。1926（大正15）年、内務局文教課を文教局社会課に改組拡大し、地方行政区・団体組織の分担・分業を秩序づけて統一しながら、統治の仕組みとして社会事業行政をきめ細かく一つにまとめていった。また同年、総督府は、社会事業の主要推進として中央慈善協会主事の杵淵義房を招聘した。1928（昭和3）年には、台湾社会事業協会が創設され、明治、大正、昭和の三救済会、台湾済美会などの恩賜財団から助成金事業の委託をうけ、これによって民間社会事業を統合した。台湾“社会福利”研究の第一人者である林萬億は、この時期を社会事業が救貧措置から積極的予防政策へと転換した時期と位置付ける⁶。

こうして、救護から始まった社会事業は、経済保護、医療保護、児童・婦人保護、教化事業など事業種目を拡げていく。

2. 皇民化と恩待福利体制

第4は、「皇民化」の段階である。それは、台湾の人びとに、日本語の使用、日本の姓名への変更、日本軍への志願、神社の参拝を強制的に要求し、皇国の人民に変えていく施策の総体を指して言う。

日本は、1931（昭和6）年の満州事変を契機に、戦時体制へと突入していく。1936（昭和11）年、第17代総督・小林躋造は、台湾を東南アジア進出の足場とするため、台湾人の皇民化政策を開始した。

この頃、1934（昭和9）年から1938（昭和13）年までの短い期間に、台湾全域にわたって7か所の隣保館が集中的

に設置された⁷。これらは全て街（基本的な行政単位で現在の鎮、郷）などの行政区や各市の方面委員事業助成会が運営する公設・準公設の施設であった。総督府招聘の杵淵は隣保館を隣保制度の中核として捉え、「一国の各下級地方行政区画内を一定の戸数又は地域を標準として、之を多数の地区に細分し、其の地区内の隣接各成員が隣保団結の力を以って、東洋固有の隣保相扶の精神と連帯責任の觀念とに基づき、……、以って地方行政の運営を輔くるの目的を以って設定された国営の自治制度」として特徴づけた⁸。

1937（昭和12）年、日中戦争がはじまり、ますます生活必需の物資が不足した。こうした状況のもと、多くの民間社会事業施設・団体は、事業を継続するため皇室による補助（御下賜金）に頼らざるを得なかった。すなわち、「恩待福利体制」の支配下への従属である。「恩待福利体制」とは、施助者と受助者の「恩賜」と「従順」の関係による社会不安（抗日）の抑制を特徴とする福祉助成の仕組みのことであり、そこでは恩賜（天皇から物を賜ること）の儀式が政治的な統治の手段として利用された⁹。

3. 日本人による民間社会事業の展開

今日、日台の各種社会福祉団体が民間レベルで積極的に相互交流を展開している。それは一朝一夕には不可能で、社会事業の先駆者として相互信頼の関係を地道に築き上げてきた人たちの功績を忘れてはならない。

戦前台湾の社会事業最前線に生きた内地人（台湾在住の日本人）の多くは、台湾人子弟の国語教育機関に配属された教師たちであり、そのなかに小竹徳吉（1876-1913年）がいた。敬虔な基督者である小竹は、1898（明治31）年に台湾総督府国語学校師範部を卒業後、1901（明治34）年まで台北市大稻埕公学校の教諭として、そして1907（明治40）年から1910（明治43）年まで台北州滬尾（淡水）公学校の校長として地域改善の働きに尽力した。当時の生徒のなかに、周再賜（1888-1969年）¹⁰、杜聡明（1893-1986年）¹¹、施乾（1899-1944年）¹²がいる。小竹は1908（明治41）年、清水安三¹³の姉清水キヨ¹⁴と結婚し、その後、1910（明治43）年には厦門（アモイ）旭瀛書院初代院長として赴任するが、1913（大正2）年に38歳で台北にて病没する。

清水照子（1910-2001年）は、救護施設・愛愛寮を創設した夫施乾の遺志をついで、戦後も窮民救助に尽力したことで知られている。清水は、京都の商家に3人姉妹の長女として出生した。高等女学校入学の頃、父が事業に失敗。1934（昭和9）年、親族の反対を押し切り施乾と結婚し渡台する。日本人がかかわりを持った日本植民地下の社会事

業の多くが時代の終焉と同時に消滅したにもかかわらず、清水は「人間大愛」の実践者として賞賛され続け¹⁵、現在、その遺業は長男の施武靖によって高齢者施設・台北私立愛愛院として継承されている¹⁶。

先住民族の山地伝道に生涯をささげた人として井上伊之助（1882–1966年）がいる。井上は高知県で生まれた。聖書学院在学中の1906（明治39）年、花蓮（台湾東北部）で父が「生蕃」と呼ばれる山地居住の先住民によって殺されたのを機に、山地伝道を志す。医術を学び、1911（明治44）年に渡台する。以来、引き揚げの1947（昭和22）年まで医療に従事しながら基督の福音を各地の先住民族に伝え続けた。井上の信仰の師である内村鑑三（1861–1930年）は、井上の『生蕃記』発刊に際し次のような序を寄せている。「私の知る範囲に於いて君は台湾生蕃の靈魂救済をその生涯の事業として居る唯一の日本人である。君の父君は台湾で樟脳業に従事中生蕃人の殺す所となった。そして君は日本人として父の仇を報ゆるの心をもって、生蕃人救済にその一生を委ねられたのである。まことにキリスト信者らしき復讐の方法であって、かくあってこそ救霊の効果は挙がるのである¹⁷。」今日でも「偏遠醫療宣教歴史見證文化館」（南投縣魚池郷）には、「1911. 12. 日人井上伊之助醫師來至台灣，從事山區醫療傳道台灣各地為原住民服務」とあり、彼の功績を公開している。

稲垣藤兵衛（1892–1955年）は、1916（大正5）年、台北市の都市スラムを拠点にセツルメント人類之家を創設した。1914（大正3）年、同志社大学を卒業後、渡台する。窮民救助や医療保護、貧窮児童の初等教育、婦人保護をはじめ数々の先駆的社會事業を展開したが、終戦により、1947（昭和22）年、国民党政府より強制帰還を命ぜられ、最後の引揚船で帰国する。その後、1955（昭和30）年、病を得て63歳で没した。井上伊之助は、その著『台湾山地伝道記』において、「街の奇人、稲垣藤兵衛」を掲載している。「台湾総督府時代、台北大稻埕の一奇人として日本人より台湾人の間で評判が高かった。……官僚主義一色ともいべき台湾で、社会主義的な立場に立ち、貧しい者の友となって当局や富豪社会と戦いぬいてきた人だった¹⁸。」戦後、人類之家は林慎（国民党政府台湾省婦女工作指導委員会）によって所有され、現在、協進幼稚園として継承されている。

これらの先駆者たちは、その土地の人びとに徹底して寄り添い、言葉や文化、普段の暮らしを懸命に吸収し、そして実践した数少ない人である。日本統治下の内地人による社会事業の傾向は、内地人を相手にしたもの、あるいは本

島人（台湾人）に対して「国語（日本語）教育」を与えるものが主流であった。こうした時代、あえて台湾人の側に立って活動した日本人の存在に留意したい。歴史学者の周婉窈は日本の統治をめぐる次のように述べる。「植民地統治がいかに豊富な遺産をとどめたにせよ、近代植民地統治の遺した最大の傷痕は、おそらく、植民地人民から彼ら自身の伝統・文化や歴史認識を剥奪し、『自我』の虚空化・他者化を招いたことであろう。これは植民地において最も癒されがたい傷痕なのである¹⁹。」

II 戦後独裁体制から民主化の進展へ

1. 戒厳令発令時代の“社会福利”

1945（昭和20）年、敗戦と同時に総督府は廃止され、多くの日本人が引き揚げた。前後して、それに代わって大陸から国民党軍が移ってきた。しかし、国民党軍と台湾人との関係は険悪であり、そして1947年、こうした不穏な情勢のもと、ついに二・二八事件²⁰が勃発した。

1949年、中国大陸では中華人民共和国が成立し、内戦に敗れた国民党・蒋介石の中華民国政府は台湾へ逃れた。そして同年、台湾民衆の蜂起を恐れた政府は戒厳令を発令する。外来政権による圧政のはじまりである。

政府は、一緒に大陸から逃れた人びと（外省人）の忠誠心を高めるため、彼らに軍事、行政、教育、産業の重要なポストを与えた。1980年代後半からの民主化以前、台湾では公営（国営）の事業体が金融、通信、電力、鉄鋼・機械、鉄道などの基幹産業の市場を独占してきた。その多くが「退輔会」による事業経営であった。それは、行政院国軍退除役官兵輔導委員会のことであり、榮民（蒋介石と共に台湾に渡ってきた中国大陸出身の兵士）のための生活保障を行う国家機関を指して言う²¹。そして、勞工保險条例（1950年）、軍人保險条例（1953年）、公務人員保險法（1958年）などを制定することによって、彼らへの優遇福祉政策を基本的な政治の方針としたのである。

台湾は、1950年代以降、東西冷戦や朝鮮半島の南北分裂という国際的な対立抗争が有利に作用して、急激な経済発展をとげた。しかし、中華人民共和国の国連復帰に伴う中華民国の国連脱退（1971年）、日中国交正常化に伴う日本との国交断絶（1972年）、米中国交正常化に伴う米国との国交断絶（1979年）などの国際的な流れによって、政府は次第に孤立を深めていった。政権基盤を弱めた政府は、民衆の怒りや不安をなだめるため、1973年に児童福利法を、1980年に社会救助（公的扶助）法、老人福利法、残障福利

法を相次いで制定した。ここから、台湾“社会福利”は、戦後政治史と密接なかかわりを持つことが理解できる。

2. 政治の民主化と“社会福利”の進展

1979年に起こった美麗島事件²²を契機に、国民政府は国際的な批判を浴び、民主化を余儀なくされる。1987年、戒厳令が解除され、翌年1988年には李登輝（1923年-）²³が総統に就任した。この頃から、民主化が急テンポで進み、公の場でも中国語（北京語）に加え、台湾語（閩南語系の中国語方言）などさまざまな言葉が使えるようになった。また、先住民の人びとも政治的な発言を強め、もともと住んでいる市民としての主権を主張しはじめた。

1995年には、台湾最初の皆保険制度である全民健康保険法が施行された。それは、長期滞在の外国人を含め台湾に居住するすべての人びとを対象に、病気や怪我が生じた場合に医療を給付する制度である。すでに在る社会保険（軍人保険、労工保険、公教人員保険など）から医療給付部門を再編し、全住民を取り込んだ全民健康保険として一つにまとめた。

そして、1996年には台湾初の総統直接選挙で李登輝が、2000年には最大野党・民主進歩党の陳水扁が総統に選出された。

この時期、中低収入老人生活津貼（手当）発給弁法（1998年）、身心障害者保護法（1997年、残障福利法の改正）、2009年、身心障害者權益保障法に再改正）、公教人員保険法（1999年、公務人員保険法と私立学校教職員保険法の統合）、中低収入老人特別照顧津貼発給弁法（2000年）、児童及少年福利法（2003年、児童福利法の改正）など、社会保障・社会福祉関連法が次々に実施されていく。これが選挙を有利に展開するための手段（道具）としての「ばらまき福祉」と言われる理由である。2008年の総統選挙を前に、当時の民進党政府は、2007年、今日的な最大の福祉課題といわれていた国民年金法を公布した（2008年実施）。それは、すでにある社会保険（軍人保険、労工保険、公教人員保険など）に未加入の人びとを対象に、老齢年金、障害年金、遺族年金を給付する制度であり、被保険者は25歳以上65歳未満の者である。

3. 複雑な社会・政治不安

今日の台湾は、アジアの中で、日本を含めシンガポール、韓国と並んで、経済発展の度合いや社会保障の面において、第一グループに順位づけされている²⁴。

しかし、台湾は、中国大陸との関係、特に「一辺一国」

「一つの中国」をめぐる、複雑な社会・政治的な対立や不安を強くうっ積させている。一方の「一辺一国」とは、それぞれ一つの国、を意味し、台湾独立を主張する考え方である。そして他方の「一つの中国」とは、国としての再統一を主張する考え方である。中国側はこれを「中華人民共和国」、台湾側は「中華民国」と、それぞれ見解が違っているが、矛盾（「同床異夢」）はそのままにされている。

ところがその一方で、経済的には、中国大陸が最大の貿易相手となっていて（大陸への輸出は、2000年が43億ドル、2008年が668億ドルと15倍に急増）、「三通」による巨大化する中国経済との一体化が急ピッチで進んでいる。それは台湾と中国との間（対岸）の、①通航、②通商、③通信に関する自由化政策であり、中国側が台湾経済の大陸依存関係の拡大を目的に提案した。これによって台湾企業の大陸投資熱はさらに高まり、現在中国には100万人を超える台湾人がいると言われている。

2008年、総統選挙で民主進歩党の候補に勝利した国民党の馬英九が、直行便の就航や中国人観光客の拡大など対中積極開放を軸にした経済発展政策を前面に掲げて就任し今日に至っている。

III 現代的“社会福利”の動向

1. 少子高齢化する社会

台湾でも「不婚・不生」による少子化が進んでいる。女性一人当たりの平均子ども数（合計特殊出生率）は、1990年には1.81人であったのが2000年1.68人、2008年1.09人と減少し続け、日本と比べても、より急激な低下を示している。一方、高齢化率は、2005年には9.7%であったのが、2025年には19.6%に上昇すると予測されている。この数値は、日本の2005年（19.9%）に該当し、20年ほどの開きから、高齢者問題は一見まだ先のように感じられる。しかし台湾の高齢者問題はそのスピード（人口老化速率）が世界的に速いところに特徴があり、日本に次いで世界第二位（2020年14.0% → 2051年29.8%）と推計されている²⁵。

今後は核家族・小家族化の進行や平均寿命の伸びとも相まって、速いテンポで一人暮らしや夫婦のみ世帯の高齢者の割合が増加していく。今日の台湾は、高齢者の所得と医療・介護、福祉の保障をどうするかという困難な事態に直面している。その問題解決のためのキーワードは、①介護、②在宅・地域、③中低収入、④家族扶養義務である。2008年、失能老人接受長期照顧服務補助弁法が制定され、要介護者の地域ケアサービスの拡充と在宅・地域ケア利用の一

部自己負担割合が明記された。また、2009年、行政院经济建设委员会は重大政策として「新世纪第三国家建设计画」を策定し、このなかで「我国长期照顾十年计画」推進の一環として「长期照顾保险」（日本の介護保険制度に相当）の構想が示された²⁶。

2. “社会福利”の新方向と専門職制の拡大

台湾の各種社会保障・社会福祉関連法は中华民国宪法（1947年）を根源に成り立っている。同宪法では、人びとの生存権を保障するため、国家は扶助と救済、母性保護と児童福祉、衛生保健事業と公的医療制度を実施すべきことを謳っている。また、2000年の改正条文に、心身障害者の自立と扶助、先住民族の地位と政治参加の保障と併せて、女性の人格尊厳と人身の安全保障が加わった。これにより、家庭暴力防治法（1998年）²⁷、两性工作平等法（2001年、日本の男女雇用機会均等法に相当）がより強力に推進されている。

中央政府の組織は、行政院（内閣に相当）内政部が福祉を、衛生署が保健医療を、劳工委员会が労働を管理・管轄している。地方は、縣・市政府がそれぞれ所管している。「社会保障・社会福祉の主な体系」を表1にまとめておく。

表1 社会保障・社会福祉の主な体系

社会保険	— 全民健康保険、国民年金、公教人員保険、 劳工保険、軍人保険
社会手当	— 中低収入老人生活津貼、 中低収入老人特別照顧津貼、 老年農民福祉津貼、 身障者保護生活補助、子女生活津貼、 榮民就養給付
公的扶助	— 社会救助
社会福祉	— 児童及少年福利、身障者權益保障、 老人福利、婦女福利、家庭暴力防治、 失能老人接受長期照顧服務補助

台湾“社会福利”は、貧困・低所得者対策を中心に、家族責任を強調するところが特徴である。台湾の家族は、倫理的に保守的養老観念（「孝道」倫理＝漢人の儒教道徳）が強く、法的にも、「法定の扶養義務者は老人扶養の責を負う」（老人福利法第30条）と明示されている。そして施設入所をめぐるのは、同法の規定を根拠に、また「低収入戸」（経済的困窮世帯）であることを条件に、厳しく制限

している。

こうした状況の下、自立支援、家族支援の担い手としてソーシャルワーカー（社会工作人員及び社会工作者）の役割が重要視されている。1997年、社会工作者法²⁸が制定され、ソーシャルワーカーの資格制度が確立された。専門職業及技術人員高等考試社会工作者考試規則に基づき試験を実施している。社工師総数2,416人（合格率12%）、その内、執業許可証申請総数1,326人となっている（2008年現在）。傾向として、民間部門への雇用比率が増している²⁹。また規制緩和・民間参入の一方で、老人福利服務專業人員資格及訓練弁法（2007年）など各種任用資格・訓練法の施行による、政府の規制強化という逆方向の動きがある³⁰。

3. 民間非営利組織・団体の発展

台湾では歴史的に、親戚や同族が困った時に互いに相談して助け合う慣習が世代を超え継承された。相互扶助が活発な理由として、漢人の儒教道徳である「孝道」や「輪伙頭」の考え方が根強く残っていることが挙げられる。「輪伙頭」とは、代わる代わる（輪）、集団の長老（頭）と、一緒に食べる（伙）、という意味であり、兄弟で老親の財産と扶養を等しく分けあうことを指す言葉である。

また、民族が言葉や文化に違いを持ちながらせめぎ合う社会にあっては、親戚や同族の利益は自力で守るしかない。さらに、統治者が頻りに交替した歴史も影響している。そこにあっては、人びとは国家や政府の保護を期待できず、自分の努力で生きることを余儀なくされる。

しかし、親戚や同族の結束力が強いその分、人びとはそこを離れると帰属感情が希薄で、排他的となって共助（互助）のすそ野が広がらない、という問題を抱えていた。それが1990年代に入り、加速する政治の民主化のなかで、互いの独自性を尊重しながら共存を模索しようとする動きが社会全体に出現してくる。その一つが、先住民、漢人（本省人・外省人）という枠を超えた、全国ボランティア・ネットワークの結成である。とりわけ、台湾児童及家庭扶助基金会³¹、弘道老人福利基金会、伊甸社会福利基金会などの活動が知られている。

台湾の社会福祉施設を訪ねたとき、仏教、道教、需教、キリスト教、回教など、それぞれに隣り合い仕切られた空間で、人びとが熱心に祈りをささげる光景に、日常の暮らしが宗教と深く結び付いていることを実感する。台湾では、さまざまな宗教団体が人びとの心の救いや生活の安らぎのために、社会活動を積極的に行った。そのなかでも、キリスト教団体・基督長老教会と仏教団体・慈濟会の活動が、

民間社会福祉の発展に大きく寄与した。

基督長老教会の活動は、日本の統治よりも早い1860年代にはじまる。台湾を南北に区分し、南部を英国基督長老教会、北部をカナダ基督長老教会が宣教を担い、独自の社会活動を展開した。特に、台南新桜医院（1865年）、彰化基督教医院（1895年）、馬偕医院（1912年）³²などの医療施設、そしてハンセン病治療施設・楽山園（1934年）を拠点にした医療保護の活動が知られている。

台湾仏教四大宗派の一つ慈済会は、1966年に結成された仏教ボランティア団体である。歴史は浅いが、海外を含めボランティア・ネットワークを構築し、貧困者の生活支援、病院の創設、無医村の無料巡回診療、災害への救援活動などを活発に繰り広げている。

4. 拡大する営利有償型“社会福利”

ここ10年の間に、政府の民間社会福祉に対する見解と姿勢は大きく変わった。「民間部門の範疇は非営利団体（公設民営、事業委託）を中軸とするこれまでの枠組みを超え、企業を含んで幅を広げつつある³³。」

台湾では、飛躍的な経済成長や中国大陸との交易で富を得た新富裕層や新中間層が拡がりを見せている。人びとの所得水準が上昇するに伴い、政府は個人主義、自己責任・自己負担原則の方向へと、社会福祉政策の舵を大きく切ろうとしている（「現代的福利思潮」としての「民営化與商品化」³⁴）。

1980年代後半以降、統制的経済体制の開放（公営・国営企業の民営化＝経済自由化政策）に伴って、政府の「老人施政計画」においても、民間資本の参入と主導性が強まった。

促進民間参加公共建設法（2000年）、促進民間参加老人住宅建設推動方案（2004年）が相関して、民間が自己資金を「銀髪産業³⁵」に投資することを奨励し、さまざまな優遇措置（経費補助）を行った。これを受け、2004年、台湾の最大企業グループ・台湾プラスチックは、台北市近郊に6千人（4千戸）規模の「老人社区」（リタイアメント・ビレッジ）の経営を開始した。その他の大企業グループも進出を予定し、業界は製造、金融、建設・不動産、総合と多岐にわたっている³⁶。顧客ターゲットには、日本の団塊世代が含まれ、また、これらの企業は中国大陸、東南アジアへの進出を企図している。

こうして、極めて豊かな層は、自己負担でゴージャスな各種サービスがふんだんに受けられるようになった。その一方で、中間層よりも低い層は厳しい条件におかれている。

営利有償型福祉の特徴は、コスト効率性の追求であり、このため「外籍護工」³⁷の雇用の奨励あるいは社会工作者（人員）に対する業務外注（委託）の拡大が予測される。

おわりに

今日の台湾では、戒厳令の解除と民主化の進展に伴って、台湾人としてのアイデンティティが模索され、それとの関連で歴史の洗い直しの作業が続いている。そしてその流れのなかで、日本統治下の社会事業史を主題に庶民が気軽に読めるように作られた本（例えば『台湾百年人物誌』、『正港台湾人 紹介20位對台湾貢獻卓著的外國人』、『快讀台湾 歴史人物』など）が数多く出版されている。それは植民地社会事業の掘り起こしが“台湾人の視点”から一般の人びとを含め広く行われるようになったことの証左である。こうした状況のもと、それを“日本人の視点”から掘り起こし、比較照合することは、相互理解を深めるうえで意義深い。台湾“社会福利”通史の研究は、日台双方にとってバイラテラル（bilateral：両側の、双方向の）な相補的で互酬的な関係でなければならないのである。

参考文献：

- ・永岡正己（総合監修）『植民地社会事業関係資料集 台湾編』全30巻、近現代資料刊行会、2000年。
- ・杵淵義房『臺灣社會事業史』徳友會、1940年。
- ・大友昌子『帝国日本の植民地社会事業政策研究——台湾・朝鮮——』ミネルヴァ書房、2007年。
- ・台湾史研究部会（編）『台湾の近代と日本』中京大学社会科学研究所、2000年。
- ・廖宜方『圖解 台湾史』易博士文化、2004年。
- ・伊藤潔『台湾 四百年の歴史と展望』中公新書、1993年。
- ・周婉窈、濱島敦俊（監訳）『図説 台湾の歴史』平凡社、2007年。
- ・沈潔（編著）『中華圏の高齢者福祉と介護』ミネルヴァ書房、2007年。
- ・世界経済情報サービス（編）『ARC レポート 2007』WEIS（ワイズ）、2007年。
- ・台湾行政院内政部「内政統計通報」、「内政概要」
<http://www.moi.gov.tw>
- ・呉密察（監修）、遠流台湾館（編著）、横澤泰夫（編訳）『台湾史小事典』中国書店、2007年。
- ・又吉盛清『台湾 近い昔の旅 植民地時代をガイドする』

- 凱風社、1996年。
- ・王順民『宗教福利』亞太圖書出版社、1999年。
 - ・日本貿易振興機構アジア経済研究所（編）『アジア動向年報 2009』アジア経済研究所、2009年。
 - ・若林正丈『台湾の政治 中華民国台湾化の戦後史』東京大学出版会、2008年。

注

- 1) 外務省「各国・地域情勢」<http://www.mofa.go.jp> 及び台湾行政院財政部「国・地域別統計」<http://www.mof.gov.tw>
- 2) 人口約2,300万人。本省人は約85%、外省人は約13%、先住民は約2%。本省人も、大別して閩南（びんなん）系の人びとと客家（はっか）系の人びとがいて、前者が多数派を占める。
- 3) 王昭文「拯救乞丐の社会改革者——施乾」『20世紀臺灣歴史與人物——第六屆中華民國史專題論文集——』國史館印行、2002年、379-383ページ。
- 4) 感化教育施設として、本願寺（真宗大谷派）台北別院が1909（明治42）年に設立。1922（大正11）年、台湾での感化法の一部施行に伴い、運営・管理を総督府に移管。多年にわたり院長を努めた杵淵義房は1940（昭和15）年、大著『臺灣社会事業史』を著した。
- 5) 1917（大正6）年、医師の木村謹悟が木村胃腸病院内に木村盲啞教育所を設置したのは始まり。1928（昭和3）年、運営・管理を台北州に移管。現在、台北市立啓明学校と台北市立啓聴学校に分離、発展し、それぞれ視覚・聴覚障害教育の中核機関として存続している。
- 6) 林萬億「当代慈善特色 從救濟轉為福利的社福事業」經典雜誌（編著）『台湾慈善四百年 清領編、日治編、戦後編』經典雜誌、2006年、137ページ。
- 7) 1934（昭和9）年、嘉義隣保館設立、1936（昭和11）年、台中隣保館設立、1937（昭和12）年、東勢社会館、彰化隣保館、豊原社会館、清水社会館設立、1938（昭和13）年、新竹市方面委員事業助成会社会館設立。
- 8) 杵淵義房『臺灣社会事業史（下）』徳友會、1940年、永岡正己（総合監修）『植民地社会事業関係資料集 台湾編』11巻、近現代資料刊行会、2000年、9ページ。
- 9) 李健鴻『北縣歴史與人物叢書5 慈善與宰制 台北縣社会福利事業史研究』台北縣文化中心、1996年、67-90ページ。
- 10) 淡水中学を経て同志社普通学校2年編入。同志社大学神学部卒業後、オベリン大学へ留学。同志社大学神学部助教授、前橋共愛女学校校長などを歴任した。
- 11) 淡水公学校卒業後、台湾総督府医学校で学ぶ。京都帝国大学留学を経て、後述する施乾の愛愛寮や総督府台北更生院において、アヘンなどの薬物依存患者の治療法の開発に尽力し、後に台湾大学医学院長などを歴任した。
- 12) 総督府商工課に技師として在職中、賀川豊彦の学説に心酔し、1923（大正12）年、私財を投じて台北市錫艸に路上生活者の救護施設・愛愛寮を開設した。大著『乞丐是什麼（乞食とは何ぞや）』、『乞丐撲滅論（乞食撲滅論）』、『乞丐社会的生活（乞食社会の生活）』を著したことで知られている。
- 13) 清水安三（1891-1988年）は、宣教師として中国にわたり、1920年、北京朝陽門外のスラムに学校（崇貞学園）を開設し、そして、賀川豊彦の協力で1946年、桜美林学園を創立した。
- 14) 小竹キヨ（1885-1980年）は、日本女子大学校創立翌々年の入学で、校長成瀬仁蔵をはじめ敬虔なクリスチャン教師に接した。石井十次の岡山孤児院で保育士として実践したキリスト者であった。小竹徳吉病没のため帰国後、京都市立盲啞院の教師となった。1920年代を中心に盲聾教育界の実践者として知られるようになった。
- 15) 徐蘊康「人間大愛 施乾與清水照子」『台湾百年人物誌1』財團法人公共電視文化事業基金會、玉山社、2005年、84ページ。
- 16) 清水照子の妹は筆者に対して京都在住当時の様子を次のように述べている。「姉は『聴こえ』に軽い障害があった。」「姉はプロテスタントの教会に通っていたが、聾啞教育に携わる女性教師の話をよくしていた。」これは筆者の推測の域を越えるものではないが、その女性教師とは、先述の小竹キヨであったのかもしれない。もしそうであれば、小竹キヨの台湾時代の思い出話は、後年台湾の社会事業に身を捧げた清水に種々な示唆と勇気を与えたに違いない。
- 17) 井上伊之助『生蕃記』警醒社書店、1926年、序。総督府はその後、呼称が蔑視的であるとして、生蕃を「高砂族」と改めた。
- 18) 井上伊之助『台湾山地伝道記』新教出版、1960年、304-305ページ。
- 19) 周婉窈、濱島敦俊（監訳）『図説 台湾の歴史』平凡社、2007年、220ページ。

- 20) 1947年2月28日、台北市で勃発した民衆と国民党軍との衝突事件。国民党軍はこれを武力で鎮圧した。暴動と無関係の台湾で指導的地位にあった人びとも、数多く逮捕、殺害され、民衆の国民政府に対する恐怖が続いた。
- 21) 北波道子「台湾における公営事業民営化と行政院国軍退除役官兵輔導委員会」『関西大学 経済論集』57巻3号、関西大学経済学会、2007年、21-42ページ。
- 22) 1979年12月、高雄市で行われた雑誌「美麗島」主催の人権擁護大会で、警察とデモに参加した民衆が衝突し、主催者らが投獄された事件。国民政府は国際社会から厳しい批判をあび、民主化への気運が一気に高まった。
- 23) 台北縣生まれ。京都帝国大学・台湾大学卒業。アメリカ留学を経て、台北市長に就任。副総統在職中の1988年、死去した蔣経国の後を継いで本省人としてはじめて総統に就任し民主化を推進した。1996年、台湾で最初の直接選挙により再選。2000年、任期満了。
- 24) 広井良典、駒村康平（編）『アジアの社会保障』東京大学出版会、2003年、11ページ。
- 25) 台湾行政院経済建設委員会「中華民国台湾95年至140年人口推計」<http://sowf.moi.gov.tw>
- 26) 台湾行政院経済建設委員会「『新世紀第三国家建設計画』2009年。
- 27) 子ども虐待、配偶者暴力、高齢者虐待を家庭内暴力というキーワードで一つに括り、老親、夫婦、親子、兄弟などに対する総合的な暴力防止と被害者保護の対応策を定めた法律。
- 28) 総則、資格取得、業務、社会工作者事務所、社会工作者協会、罰則などについて、全51条から構成。社会工作者とは、「社会工作的専門的な知識と技術を用いて、社会的機能の回復、促進を目的に、個人、家族、集団、地域を援助する専門職業者をいう。」（同法第2条）
- 29) 2006年の社会工作者専職人数（社会工作者人員及び社工師）は、公的部門1,469人、私的部門2,887人であった（内政部社会司）。
- 30) 低麗珍「社会工作者專業發展與社会工作者證照的對話」『国家菁英』4巻4期、2008年、127-140ページ。
- 31) 1964年設立の全国規模で児童福祉を实践する民間団体。さまざまなボランティアグループが、台湾全域23か所の家庭扶助センターをステーションに、専門家と連携しながら、児童養護、里親、障害児療育、家庭教育、非行臨床などの実践を展開している。
- 32) 1912（大正1）年、カナダ基督教長老教会最初の海外宣教師として台湾へ渡った馬偕（George Leslie Mackay 1844-1901年）の功績を称え、台北市に設置された病院。馬偕が1880（明治13）年に台北市郊外の淡水に開設した偕醫館が前身。
- 33) 莊秀美「台湾における高齢者福祉の民営化の実態と課題」『海外社会保障研究』157号、国立社会保障・人口問題研究所、2006年、80-89ページ。
- 34) 低麗珍、同上。
- 35) シルバービジネスのこと。台湾の高齢者居住施設は、保健衛生系（慢性病棟、護理之家）、老人福利系（長期照護、養護、安養）、退輔会系（榮民之家）、住宅系（老人住宅）に大別されるが、銀髪産業とは住宅系の高齢者施設を指して言う。
- 36) 奇岩居（太平洋建設）、潤福生活新象館、潤福大台北華城館（包括潤泰）、泰和園（北海福座）、西湖渡假村聖恩養生會館（国宝人壽）、悠蘭山莊（奇美）、水蓮山莊（和信）など。
- 37) 海外からの出稼ぎ介護労働者のこと。1992年、就業服務法の施行により法的根拠を整備。これまでフィリピン、ベトナム、インドネシアなどの東南アジア諸国から、資格や専門性などの条件を低くして、積極的に受け入れた。このため、多くが低賃金・不安定就労の状況に置かれている。